

令和 8 年第 7 回吉川市農業委員会定例総会（会議録）					
開 催 年 月 日		令和 8 年 7 月 2 4 日（金）			
開 催 場 所		吉川市役所 2 0 2 会議室			
開 議 時 刻		午後 1 時 3 0 分			
閉 議 時 刻		午後 3 時 1 5 分			
席 次	氏 名	出 欠	席 次	氏 名	出 欠
1	吉澤 宏	出 席	1 1	馬巻 俊一	出 席
2	山崎 幸雄	出 席	1 2	高鹿 訓子	出 席
3	関根 基弘	出 席	1 3	宇野 直樹	出 席
4	大澤 利行	欠 席	1 4	立原 司朗	出 席
5	萩原 豊子	出 席	①	清水 正	出 席
6	吉岡 初代	出 席	②	山口 新市	出 席
7	鈴木 繁	出 席	③	吉野 武司	出 席
8	辻田 満	出 席	④	多々良 俊明	出 席
9	染谷 直志	出 席	⑤	山崎 成一	出 席
1 0	石川 昌良	欠 席	⑥	名倉 定一	欠 席
議 事 日 程					
第 1	開会				
第 2	会長あいさつ				
第 3	会議録署名委員等の指名等について				
第 4	議案第 1 号 吉川市「地域計画・目標地図」策定に関する意見聴取について 議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について （事案番号 1 ～事案番号 1 0） 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について（1 番～3 番） 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について（1 番～4 番）				

第5	議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について（1番～4番）
第6	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について（1番） 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について（1番～2番） 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について（1番～5番） 閉会
事務局出席者	農業委員会事務局 染谷事務局長 三宅次長兼農地係長 小杉副主査 鈴木主事 農政課 大塚主任 石田主事

1 開会 染谷事務局長	ただ今より、「令和8年第7回吉川市農業委員会定例総会」を開会します。
2 会長あいさつ 立原会長	（あいさつ）
染谷事務局長	ありがとうございました。それでは、議事の進行を立原会長にお願いします。
議長	それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。進行にご協力をお願いします。
3 会議録署名委員の指名について 議長	「会議録署名委員について」、8番辻田委員、9番染谷委員をお願いします。
次回内容調査会の日程について 議長	「次回の内容調査会の日程、場所について」、日程については、8月20日（木）午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査を市役所2階の203会議室で行います。

次回内容調査会委員の指名について 議長	「次回の内容調査会委員の指名について」、旭地区から1番吉澤委員、三輪野江地区から13番宇野委員、吉川地区から12番高鹿委員をお願いします。お三方のご都合はよろしいでしょうか。
内容調査委員 議長	(一同、承認) よろしくをお願いします。
次回定例総会について 議長	「回りの定例総会の日程、場所について」、8月25日(火)午後1時30分から、市役所2階の202会議室にて行います。
4 議案審議 議長	議案第1号「吉川市『地域計画・目標地図』策定に関する意見聴取について」、農政課からの説明をお願いします。
農政課職員	【地域計画及び目標地図の変更内容を説明】
議長	地域計画及び目標地図の変更について、ご意見はございますか。
吉澤委員	〇〇〇〇〇〇は、農業で収益を上げていくのですか。
農政課	〇〇〇〇〇〇は新規事業として農業部門に参入し、農福連携を目指しながら農業を行う予定です。
吉澤委員	〇〇〇〇〇〇も農福連携を行うのですか。また農福連携は具体的な計画はありますか。
農政課	その通りでございます。〇〇〇〇〇〇は現在放課後デイサービス運営しており、障がいのある子どもたちと野菜を作付する計画をしております。またその他に〇〇〇の作付も行う計画でございます。
事務局	〇〇〇〇〇〇は吉川市民農園で障がいのある子どもたちと定期的に農作物を耕作を行っております。〇〇〇の栽培は今後、春日部農林振興センターや市外の〇〇〇農家と連携して指導を受けながら進めていく予定でございます。
議長	それでは、地域計画及び目標地図の変更に関する意見聴取については、以上で終了いたします。

議長	議案第 2 号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について」、農政課からの説明をお願いします。
農政課職員	【農業振興地域整備計画の変更について説明】 (事案番号 1 から事案番号 1 0 番)
議長	農業振興地域整備計画の変更について、ご意見はございますか。
多々良推進委員	事案番号 6 について、農地ということですが、現況はどうなっているのでしょうか。
農政課	現況は資材等が置かれている状態でございますが、登記地目が農地のため、事業者および代理人に対して農地に戻すように指導を行っております。
山口推進委員	事案番号 9 について、ダンプ〇台と記載があり大型ダンプだと想定されますが、出入り等はどこからでしょうか。
農政課	ダンプと記載があるが、実際は〇t トラックになります。
立原委員	事案番号 5 番について、所有者は令和〇年〇月の時点では生存かと思いますが、所有者の氏名について変更等はあることなのでしょうか。
農政課	所有者が変更しているとの情報について把握していませんでした。ただし、名義変更の手続きを行うことによって、支障のない書類に修正することは可能なので、対応させていただきます。
議長	農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取については、以上で終了いたします。 農政課職員については、ここで退席します。 (農政課職員退席)
議長	議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」、1 番を私から説明します。
立原委員	(議案第 3 号 1 番を朗読)
議長	この件については内容調査会が実施されております。鈴木内容調査員より内容調査会の結果報告をお願いします。
鈴木委員	(令和 8 年 7 月 1 9 日に内容調査会で調査を行った、申請内容、排水先、資金計画、被害防除策等について内容調査員より報告)
議長	議案第 3 号 1 番について、委員各位のご意見を伺います。

立原委員	申請地南側の残地について、今後どのような取扱いをする予定でしょうか。
事務局	保全管理を行っていく予定でございます。ご実家が農家のため、今後は敷地を拡張して、農機具等を置くことも検討してとのことでございます。
立原委員	申請地の○側の農地に入る接道はあるのでしょうか。
事務局	申請地の○側が○m 程残地があるため、○側の農地への接道は確保出来ております。
萩原委員	申請地の○○○○の面積、○○○㎡の理由は为什么呢。
事務局	○○○○の面積が○○○㎡が不吉であるとのことで、一部分筆を行い、合計面積で○○○㎡としたと伺っております。
議長	採決に入ります。議案第 3 号 1 番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第 3 号 1 番は、許可相当とすることに決定します。
議長	2 番を吉澤担当委員から説明をお願いします。
吉澤委員	(議案第 1 号 2 番を朗読)
議長	この件については内容調査会が実施されております。吉岡内容調査員より内容調査会の結果報告をお願いします。
吉岡委員	(令和 8 年 7 月 1 9 日に内容調査会で調査を行った、申請内容、排水先、資金計画、被害防除策等について内容調査員より報告)
議長	議案第 3 号 2 番について、委員各位のご意見を伺います。
山口推進委員	2 点ございます。1 点目は資材置場と駐車場の比率を概算で良いので教えてください。2 点目は資材置場について、どのような資材を置くのか教えてください。
事務局	1 点目の資材置場と駐車場の比率について、概算で資材置場が○○%、駐車場が○○%となっております。2 点目の資材は、段ボール、コンビテナ、パレットを置く計画となっております。

議長	採決に入ります。議案第３号２番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第３号２番は、許可相当とすることに決定します。
議長	３番を宇野担当委員から説明をお願いします。
宇野委員	(議案第３号３番を朗読)
立原会長	この件については内容調査会が実施されております。馬巻内容調査員より内容調査会の結果報告をお願いします。
馬巻委員	(令和８年７月１９日に内容調査会で調査を行った、申請内容、資金計画、復元後の作付計画、被害防除策等について内容調査員より報告)
議長	この件について、事務局から補足説明がありますのでお願いします。
事務局	〇〇〇〇は埼玉県県土整備事務所が行っている大場川河川改修工事の工事業者となっております。申請地は、令和〇年〇月末まで市道路課が大場川添いの市道の整備のために利用していた一時転用地となります。市や県が工事の主体となる場合は、許可不要案件となります。今年の〇月以降に埼玉県から工事主体を〇〇〇〇にすることになったと連絡があり、春日部農林振興センターに相談したところ、一時転用の申請が必要との回答がありました。 本来は、農地に復元した後に再度工事を行うのが通例ですが、当初の施行は市が実施主体であり、許可不要案件であったこと、その後、埼玉県が引継ぎ、〇〇〇〇が請け負っただけであり、〇〇〇〇の信用が低下したと捉えるべきではないことから、農地への復元をせずに一時転用申請を行うこととなりました。工事終了後は農地への復元を〇〇〇〇が行うことになっております。
議長	議案第３号３番について、委員各位のご意見を伺います。
吉澤委員	市の工事時の車両と、今回の工事時の使用車両は変わらないのですか。
事務局	正確には不明ですが、現地確認もしており、ほぼ同じような車両、規模と見受けられます。
萩原委員	〇〇〇〇付近の申請地は、大場川河川改修工事の現場から離れているのに使用するのとはなぜでしょうか。

事務局	工業団地の方から大型車両が通行するにあたり、車両が曲がり切れないために使用しております。
議長	採決に入ります。議案第 3 号 3 番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第 3 号 3 番は、許可相当とすることに決定します。
議長	議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」です。議案第 4 号の審議前ですが、1 番から 4 番の借受人が同一なので、一括審査してよろしいか伺います。一括審査で宜しいでしょうか。
他委員	(はいの声)
議長	議案第 4 号 1 番から 4 番を一括審査いたします。なお、議案第 4 号 1 番から 4 番は、利用権の設定を受ける者（借受人）が同一となりますので、利用権の設定を受ける者（借受人）及び利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等（耕作面積、世帯員、従事者）は、議案第 4 号 1 番で説明後、2 番以降は省略して説明していただくようお願いします。それでは、1 番を多々良担当推進委員からご説明をお願いします。
多々良推進委員	(議案第 4 号 1 番を朗読)
議長	2 番を清水担当推進委員からご説明をお願いします。
清水推進委員	(議案第 4 号 2 番を朗読)
議長	3 番を山口担当推進委員からご説明をお願いします。
山口推進委員	(議案第 4 号 3 番を朗読)
議長	4 番を多々良担当推進委員からご説明をお願いします。
多々良推進委員	(議案第 4 号 4 番を朗読)
議長	議案第 4 号 1 番から 4 番について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)

議長	採決に入ります。議案第４号１番から４番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第４号１番から４番の農用地利用集積計画は原案のとおり決定します。
議長	議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」です。１番を多々良担当推進委員からご説明をお願いします。
多々良推進委員	(議案第５号１番を朗読)
議長	議案第５号１番について、委員各位のご意見を伺います。
立原委員	借受面積が〇〇㎡/〇〇㎡としたのはなぜでしょうか。
事務局	地権者の意向のため、〇〇〇㎡を貸出を行い、残りの〇〇〇㎡は地権者が引き続き耕作されとのことでした。
議長	採決に入ります。議案第５号１番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで、議案第５号１番の農用地利用集積等促進計画については、原案のとおり意見なしとすることに決定します。
議長	議案第５号２番の審議前ですが、２番３番の借受人が同一なので、一括審査してよろしいか伺います。一括審査で宜しいでしょうか。
他委員	(はいの声)
議長	それでは議案第５号２番３番を一括審査いたします。なお、議案第５号２番３番は、利用権の設定を受ける者（借受人）が同一となりますので、利用権の設定を受ける者（借受人）及び利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等（耕作面積、世帯員、従事者）は、議案第５号２番番で説明後、３番は省略して説明していただくようお願いします。それでは、２番を清水担当推進委員からご説明をお願いします。
清水推進委員	(議案第５号２番を朗読)
議長	３番を多々良担当推進委員からご説明をお願いします。

多々良推進委員	(議案第 5 号 3 番を朗読)
議長	議案第 5 号 2 番 3 番について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	採決に入ります。議案第 5 号 2 番 3 番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで、議案第 5 号 2 番 3 番の農用地利用集積等促進計画については、原案のとおり意見なしとすることに決定します。
議長	4 番を山口担当推進委員からご説明をお願いします。
山口推進委員	(議案第 5 号 4 番を朗読)
議長	議案第 5 号 4 番について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	採決に入ります。議案第 5 号 4 番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで、議案第 5 号 4 番の農用地利用集積等促進計画については、原案のとおり意見なしとすることに決定します。
5 報告	
議長	報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(報告第 1 号 1 番を朗読)
議長	報告第 1 号について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	報告第 1 号については問題なしとします。
議長	報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について」、事務局から説明をお願いします。

事務局	(報告第2号1番～2番を朗読)
議長	報告第2号について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	報告第2号については問題なしとします。
議長	報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(報告第3号1番から5番を朗読)
議長	報告第3号について、委員各位のご意見を伺います。
馬巻委員	1番の譲渡人の持分○/○○の部分で○○さんに所有権移転したということですか。
事務局	ご指摘のとおりでございます。
馬巻委員	換地後の面積が○㎡で自己用住宅というのは、あまりにも小さすぎるのではないですか。
事務局	今回の申請地は「田」または「畑」の農地であります。吉川美南駅周辺の新しい土地柄、自己用住宅以外の用途は考えにくいところです。他の農地はハウスメーカー等が所有しており、これまで何度か転売されている経緯もあります。他の方の所有している部分と合わせて、どのように家を建てるかまでは確認までは事務局では把握出来ておりません。
多々良推進委員	○○さんは申請地の隣接地を所有しているのではないですか。
事務局	隣接地の一部を所有しており、宅地部分にも隣接しております。
議長	報告第3号については問題なしとします。
議長	以上で本日の議案は全て終了しました。慎重審議いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお渡しします。
染谷事務局長	立原会長ありがとうございました。 以上をもちまして、令和8年第7回吉川市農業委員会定例総会を閉会します。

上記、会議の顛末に相違ない事を証明するため署名する。 令和 年 月 日	会 長
	署名 委員
	署名 委員